



編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



明るい選挙へ向ってスタート!!

今月の主な行事

- 1日 血圧測定 (9~11:00 役場当直室)
 3日 地婦協定例会 (19:30~ 中公)
 6日 地婦協大会 (9~ 中公)
 7日 三ヶ月児健康相談 (S 57、12月生れの者
 9~10:00 役場当直室)
 9日 献血 (場所未定)
 郡老人クラブ連合会長及び主任者会議
 (10~15:00 町老人福祉館)
 ニューファミリー教室 (19:30~ 中公)
 10日 新生活学級 (19:30~ 中公)
 13日 生命の貯蓄体操 (健康体操) 講演会
 (9:30~15:00 町立武道館)
 レクリエーション講習会 (9~ 中公)
 人権相談 (10~15:00 中公)
 15日 ゲートボール大会 (9:00~老人福祉館)

- 16日 尾末湾魚貝類重金属検査 (9~16:00)
 18日 中学校卒業式
 20日 一般男女、壮年、ママソフトボール大会 (9:00~海浜公園)
 21日 春分の日
 24日 成人病学級 (9:30~ 中公)
 25日 農業委員会 (9~15:00 三階会議室)
 小学校卒業式
 26日 小中学校終業式
 27日 日赤奉仕団総会 (町老人福祉館)
 29日 人権モデル閉会式 (役場三階会議室)
 県議会議員選挙告示日



2月1日現在人口

| 世帯数 | 男 | 女 | 計 |
|---------|---------|---------|----------|
| 5,302 | 8,983 | 9,799 | 18,782 |
| (5,302) | (8,999) | (9,781) | (18,780) |

バレーボール教室 (月)(水) 9:30 ~ 中公 1 7 9 14 16 24

習字教室 (木) 19:30 ~ 中公 3 10 17 24

4月10日は 宮崎県議会議員

選挙投票日です



昨年の町長、町議選挙風景

目が見えないかつたり、手が不自由で字が書けない人は、投票所に行つて係員に申し出れば代理投票ができます。

(iv) 点字投票

目の見えない人で、点字の打てる人は係員に申し出れば点字投票ができます。

(v) 不在者投票

次のような、やむを得ない事情のため、投票当日、投票所へ行くことができない人は、町選挙管理委員会へその旨を申し立て、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書をあわせて提出すれば告示の日から投票日前日までに不在者投票をすることができます。

主として三月下旬に郵送致します
※投票の方法
　　当日、投票所に行つて、投票用紙に候補者一人の名前を自分で書いて投票するのが原則ですが、目が不自由なため、投票できない人は左記の方法で投票できます。

又、県選挙管理委員会の指定した病院、施設に入院あるいは、入所している人達も、その病院、施設で手続きをすれば前もつて投票ができます。

の障害が政令に定められている条件に該当する者は郵便により投票できますが、あらかじめ、選管により、郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。

すでに証明書をお持ちの方は、投票日の四日前までに請求できますので、早めに郵便で請求して下さい。

県大会で見事優勝！



門川町代表 小林恵子さん

三ヶ瀬の小林恵子さんが「穢り葉によせて」と題して、新有権者としての意見発表を行い、門川町代表として一月十九日延岡市で行われました。東臼杵地区新有権者意見発表会に出席し、見事最優秀賞に輝き、東臼杵地区代表として一月二十九日県庁別館ホールで行われました県大会に出場いたしました。県大会においても、県内の各地区の予選会で優秀な成績を修めた方々十四名の中から、見事優勝をされました。



明るい選挙白バラ駅伝大会



第十四回白バラ駅伝大会が去る

二月二十日、絶好の駅伝日和に恵
(一般の部)

まれ、町青年団協議会主催により
「明るい選挙」を合言葉に、町内
二十チーム、百八十人の参加のも
と盛大に挙行されました。

成績は次の通り

| | |
|-------------|--------|
| ①門川走ろう会A | 37分54秒 |
| ②門川中学校A | 37分27秒 |
| ③田中病院A | 39分15秒 |
| ④門中B | 54分 |
| ⑤門川走ろう会B | 54分 |
| ⑥セントラル | 54分 |
| ⑦田中病院B | 54分 |
| ⑧天理教日門A | 54分 |
| ⑨役場青年 | 54分 |
| ⑩天理教日門B | 54分 |
| ⑪かたろう会 | 54分 |
| ⑫門川町を明るくする会 | 54分 |

トップ集団

| | |
|------------------|--------|
| ①本町青年会 (青年の部) | 42分34秒 |
| ②西門川青年会 | 45分49秒 |
| ③三ヶ瀬青年会 | 46分35秒 |
| ④栄町青年会 | 46分35秒 |
| ⑤中山青年会 | 46分35秒 |
| ⑥城屋敷青年会 | 46分35秒 |

総合優勝…門川走ろう会

青年の部…本町青年会



総合優勝の「門川走ろう会」の
水永選手のゴール



優勝した「門川走ろう会」「本町青年会」のみなさん



烈!! ?位争い



各区間の敢闘賞受賞者

(区間敢闘賞)

| |
|-------------------|
| 一区 森 信二 (田中病院A) |
| 二区 道前順子 (門川中A) |
| 三区 小川 洋 (田中病院A) |
| 四区 岩切洋子 (門川走ろう会A) |
| 五区 佐藤弘樹 (門川中B) |
| 六区 松沢緑子 (明るくする会) |
| 七区 川名寛俊 (天理教日門A) |
| 八区 古谷宗憲 (セントラル) |
| 九区 尾前則明 (田中病院B) |
| 木代佳美 (栄町青年会) |

最後に本大会に御協力をいただ
きました警察、交通指導員、体育
協会、並びに役員の方々に厚くお
礼申し上げます。

所得税の申告と

昭和五十七年分の所得税の申告と納税はもうお済みで
しょうか。期限はどちらにも三月十五日です。

早目に所得税の確定申告を

所得税の確定申告は、一年間の所得とその税額を納稅者が自ら正しく計算して申告し、納稅するという民主的な申告納稅制度になっています。

や「所得税の確定申告の手引き」などを参考にして、ご自分でお書きください。なお、分からることは、お気軽に税務署にご相談ください。

控除を受けるために

必要な書類

たりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の一〇パーセント又は五パーセントの加算税も課され、延滞税も納めなければなりません。また、不正な行為があつたような場合には、普通より重い加算税を課されることもあります。

正しい申告と納税を必ず三月十五日までに行つてください。

所得控除や税額控除を受けるには、確定申告を行うときに、領収書や証明書などの添付や提示を必要とする場合があります。控除を受けるときには必要な書類は次のとおりですから、これらの控除を受ける人は、必要な書類をあらかじめ用意して確定申告を行つて下さい。

（）定額控除

①登記簿謄（抄）本や請負契約書
売買契約書など家屋の取得年
月日や床面積を明らかにする
書類やその写し

四、損害保険料控除
支払った保険料の証明書

五、住宅取得控除

所得税の納税も期限内に

申告による所得税の納期限
告期限と同じ三月十五日で
税も三月十五日までに済ま
ださい。
五日までに完納しないと、
十一日までその納付を延長するこ
とができます。ただし、延納期間
中は、延納税額に対し年七・三パ
ーセントの利子税がかかります。

振替納税のご利用を

三パー セント、四月十六日
年一四・六パー セントの延
納めなければなりません。
確定申告による所得税を
納められないときは、その
二分の一以上を三月十五日
納めた上で、その残りの税
定申告書の一面の右下にあ
る「納出額」欄に記入して申
用するようお勧めします。

告を行うと、残りの税額は五月三

②本人の住民票の写し

申告書は、「申告書の書きかた」

一、雜損控除



始まつた住民税の申告相談（三ヶ瀬地区）

なお、中古住宅の場合には、
①と②の書類のほかに、中古
住宅を売った人の住民票の写
し、固定資産税評価額を証す
る書類など住宅取得控除の条
件に当てはまっていることが
分かる書類が必要です。

①家屋の取得価額を明らかにする書類やその写し

ただし、既に昭和五十五年分から昭和五十六年分でこの控除を受けているときは、①の書類は必要ありません。

六、住宅貯蓄控除

積立等をしている金融機関等から交付された住宅貯蓄証明書

なお、サラリーマンが確定申告をするときは、申告書に、勤務先から交付された源泉徴収票を添付しなければなりません。

シリーズ

人権だより

△6

「遺言のすすめ」

その2

前回「財産を残すなら遺言も残せ」ということで遺言の効用について話しましたが、今回は遺言の主な方法として①自筆証明書遺言と②公正証書遺言について簡単ににお話しします。

①自筆証書による遺言
遺言者が遺言書の全文と日付をすべて自分で書き、署名押印すればよいので字の書ける人なら誰でもできる最も簡単な方式です。この全文と、日付及び氏名の自筆と押印は絶対に必要な要件で、このうちの一つでもおとすと遺言書は無効となります。

ですからタイプライターで打つたものとか、口述して代筆してもらつたものとか、録音テープにしたものには無効です。
日付も〇年〇月〇日は駄目で、きちんと記載しなければなりません。内容を変更や訂正した場合は厳格な訂正方式がきめてあります。非常に面倒ですので、はじめから書き直した方がよいでしょう。自筆証書の遺言書は簡単なだけに自分勝手に作ると後で無

効になる心配もありますので、一度作成要領など下書きして専門の人見せてもらつておくのもよいことではないかと思います。

②公正証書による遺言
これは遺言者が証人二人以上を連れて公証役場に行き、公証人に頼んで作つてもらう遺言書のことです。

この公証人というのは判事、検事、法務局長、弁護士などを永年つとめた人で法務大臣が任命する国の公の機関です。県内には、宮崎市、延岡市（電話三二一五八八六）、都城市、日南市に公証人役場が設けられています。

（一）作成手続
（一）遺言者が遺言内容を公証人に口述すること。内容を紙に書いてそれを公証人に見せて説明してもらつよい。

（二）公証人は、それを筆記し、その文章を遺言者と証人に読み聞かせる。

（三）遺言者と証人は、それぞれ実印と印鑑証明書（発行後六ヶ月以内

た文章の内容が遺言者が口述した内容と相違ないことを確認して各自これに署名押印する（遺言者が病気とか字が書けないと認め署名できないときは、公証人がその理由を書いて署名に代えることができます）。

四、公証人の出張
遺言者が病気等のため公証役場に行けない場合は、公証人に自宅又は病院に来て貰い、そこで遺言書を作つてもらうこともあります。

（一）未成年者
（二）禁治産者及び準禁治産者
（三）推定相続人（遺言者が死亡した時、相続人になる人）と受遺者（遺言により遺贈をうける人）
（四）公証人の配偶者や直系血族（父母、子、孫等）
（五）費用その他

受遺者各人が貰う財産の価額（時価）に応じ受遺者毎に次のとおりで、その合計額が手数料であります。

（一）出張を依頼するときは、旅費の実費と日当一日五千円。ただし四時間以内のときは四千円。
（二）病床執務手数料は五割増です。
（三）なお、公正証書遺言を作りたいときは、持参するものなど漏れのないよう事前に公証役場に電話等で尋ねてからにするのがよいと思ひます。



(お)知らせ

計量器の

「定期検査」が
実施されます

計量器の「定期検査」が実施され
ます。
御承知のとおり「計量器（ハカ
リ）を、商売や行商又は、身体檢
査の「定期検査」が実施さ
れます。

(一) 五月十九日（木）
年前九時から午後二時まで
日向農協西門川出張所

五十七年度門川町は人権モデル地
区の指定を受け毎月巡回特設人権
開設いたします。どしどしあいで
下さい。
※秘密のものれの心配はありません
※法務局、人権擁護委員はあなた
の味方です。
相談の内容

あなたの声を
県政に！

専用のハガキが、県の施設や役
場、中央公民館に用意してありま
す。

県政に対するご意見やご要望、
ご批判をお持ちではありませんか
県では、「明るく肌のふれあう
あたかい県政」をすすめるため
県民の皆さんのご意見などをハガ
キを使ってお聞かせいただく「県
政への提言」制度を実施していま
す。

交通事故相談所の案内

宮崎県交通事故相談所

宮崎市橘通り東1丁目9番10号（県宮崎総合庁舎1階）
TEL 宮崎（0985）24-1111（内線 2124・2125）

宮崎県交通事故相談所延岡支所

延岡市愛宕町2丁目2323（県延岡総合庁舎1階）
TEL 延岡（0982）21-0914

（相談日時） • 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時
• 土曜日 午前8時30分～午後0時30分

- 毎週木曜日午後（本所）
 - 第1・第3土曜日（支所）
- には弁護士による相談もおこなっています。

人権がおかされたり、困りごと
心配ごとの相談は、3月十五日（
火）の午前十時から午後三時まで
特設相談所を中央公民館において
開設いたします。どしどしあいで
下さい。
※秘密のものれの心配はありません
※法務局、人権擁護委員はあなた
の味方です。
相談の内容

| | |
|------------------|--|
| 無料人権（身の上） | 金銭貸借 売買 相続 登記関 係 借地借家 小作関係 その 他民事 婚姻及び離婚 養子関 係 扶養関係 戸籍関係 その 他家庭問題 交通事故問題 |
| 相談所開設 | 3月15日（火） |

| | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 相談を担当する人 | 人権擁護委員 | 法務局職員 | 佐藤重喜 | 柴田重喜 | 請関杉芳 |
| その他心配ごと | その他心配ごと | その他心配ごと | その他心配ごと | その他心配ごと | その他心配ごと |

金銭貸借 売買 相続 登記関
係 借地借家 小作関係 その
他民事 婚姻及び離婚 養子関
係 扶養関係 戸籍関係 その
他家庭問題 交通事故問題

交通事故

巡回相談

相談員が交通事故にあわれた方
の相談相手になつて、正しい事後
措置について助言したり、関係の
援護機関へあつせんを行ないます

一、日時
昭和五十八年三月二十五日（金）
午前十時から午後三時まで

二、場所

役場 町民室
三、派遣相談員
日高泰男相談員



死亡事故発生現場の検討会

交通事故被害者
生活つなぎ資金のご案内

- ◎ 県では、交通事故にあい当面の生活に困つておられる方に生活つなぎ資金の貸付制度を設けています。
- ◎ 自賠責保険（責任共済）で返済するしくみになつています。
- ◎ くわしくは相談員におたずねください。

町奨学生について

昭和五十八年度、高校・大学の
奨学生若干名を「門川町奨学規程」
に基づき、つぎにより受付けます
ので、規程条文を参照され希望の
向きは、町教育委員会に備え付け
の書類により願書を提出ください

記

一、出願期限

自昭和五十八年三月一日
至昭和五十八年三月三十一日

二、奨学生人員 若干名

※門川町奨学規程（抜すい）

第一条（目的）

この規程は、心身強健にして、
能力を有し、向学心を持ちながら

家庭の経済的理由により、修学困
難な者に対し、学資の一部を貸与
し、教育の振興を図り、将来の有
能な社会人の育成に努めることを
目的とする。

第二条（資格）

前条による学資を貸与する学徒
は、保護者が本町に本籍を有し、
将来においても住居を有する見込
みの子弟で、公（私）立の高等学校
又は大学に学籍を有し、前条に該
当する者に貸与する。

ばならない。
期間の二倍の期間で返済しなけれ
ばならない。

第五条（奨学生の額）
奨学生の貸与額は、次のとおり
とする。

一、高校奨学生

月額 七、〇〇〇円
月額 一五、〇〇〇円

二、大学奨学生

第七条（願出）
奨学生を志願する者は、保護者
及び連帯保証人（一名）連署の次の
書類を提出しなければならない。

一、奨学生願書

二、家庭状況調書

三、成績証明書

四、入学許可証明書または在学 証明書

第八条（選考）

この規程は、心身強健にして、
能力を有し、向学心を持ちながら

家庭の経済的理由により、修学困
難な者に対し、学資の一部を貸与
し、教育の振興を図り、将来の有
能な社会人の育成に努めることを
目的とする。

第三条（資格）
前条による学資を貸与する学徒
は、保護者が本町に本籍を有し、
将来においても住居を有する見込
みの子弟で、公（私）立の高等学校
又は大学に学籍を有し、前条に該
当する者に貸与する。

ばならない。
期間の二倍の期間で返済しなけれ
ばならない。

★ご存知ですか 住宅の10年保証の制度

（建設省の指導による「住宅性能保証制度」が 宮崎県でも発足いたしました。）

- ※ 制度の主旨——・住宅の品質、性能の確保と適正な保証
- ※ 対象となる住宅——・新築の木造1戸建専用住宅（貸家は除外）を対象とします。
- ※ 業者登録——・一定基準以上の資格を持つた業者が自主的な申請のもとに所定の審査を経て（財）住宅保証機構の登録店として登録されています。
- ※ 登録される住宅——・登録業者が定められた設計、施工基準にもとづいて住宅を建築します。
 - ・この住宅は構造上主要な部分について、施工中2回（基礎工事完了時と屋根工事完了時）にわたり検査員による現場検査を受け、完成後に「住宅保証機構」に住宅の登録をします。
 - ・住宅引渡しの際「住宅性能保証基準」にもとづく「保証書」をお渡しします。
- ※ 保証——・この制度に登録された住宅は、その品質、性能について最長10年間の保証が約束されます。
 - ・万一瑕疵が発見されたら、登録業者が「保証書」にもとづいてすみやかに無料で修理します。

この制度による住宅をお求めの方は、この制度の登録店をお選び下さい。

※なお詳しいことは下記にお問合せください。

事務機関 （財）宮崎県建築住宅センター

住所 宮崎市江平西1丁目5番11号

電話 0985-26-2099

県民体育大会(5月28日・29日)

☆予選会の日程決る

大会は広く県民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して、県民の健康増進と体力の向上を図り、併せて本県スポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに、県民生活を明るく豊かにしようとするものである。よつて、門川町体育協会東臼杵郡体育協会におきましては左記の日程で、町、郡の予選会を実施致します。

記

一、参加資格

- ・門川町に居住していること。
- ・健常であること。

- ・その年度において、いずれか

- の所属から当該競技団体に登録されている者、未登録者(これを機会にできるだけ登録)

- 競技者となることが望ましい

- については、個人はもとよりチームゲーム参加者についても仮登録をすること。

- 仮登録者は、県民体育大会参

- 加申込と一緒に一人〇〇円

- をそえて各競技団体に登録すること。

- ・郡予選会場日時＝北郷村体育馆

- 四月三日 十時

- 一、バスケットボール

- ・郡予選会場日時＝北郷村体育馆

- 四月三日 九時三十分

- 一、バレーボール(連絡先 山下勲)

- ・郡予選会場日時

- (一般女子)東郷町体育馆
四月三日 九時三十分

- 一、ラグビー(連絡先 神戸 嘉

- ・郡予選会場日時＝日向市大王谷競技場
四月十七日 十時

- 一、軟式野球(連絡先 岩切和生

- ・郡予選会場日時＝門川中学校グランド
三月十三日 九時

- 一、卓球(連絡先 長友幸夫

- ・郡予選会場日時＝門川町中央公民館
四月二九日 午前九時

- 一、弓道(連絡先 松沢 衛

- ・郡予選会場日時＝北郷村グラウンド
三月二七日 九時三十分

- 一、バドミントン(連絡先 安田

- 精一 (勤)三一一四〇
・郡予選会場日時＝北郷村グラン
ド
四月十四日 九時三〇分

- 一、ソフトボール(連絡先 水野

- 正義 (勤)三一六〇二一
・郡予選会場日時＝門川町中央公民館
四月二九日 九時三十分

- 一、ゲートボール(連絡先 宮田

- 実郎 (勤)三一三二八九
・町予選会場日時＝老人福祉館ゲ
ートボール場
三月十五日 九時

- 一、五三〇円

- 一、二〇〇万円



ゲートボール風景

スポーツ傷害保険に加入しよう

につきましても解決できること

思います。

◎スポーツ少年団、ボーイ、ガーリスカウト、子ども会およびこれら

の類似団体

保険料 三八〇円

◎PTA、青年、婦人団体、文化活動団体、およびこれらの類似

保険料 三八〇円

◎地域スポーツクラブ(ママさん

バレークラブ、早起き野球、ソフ

トチーム等)

保険料 一、〇〇〇円

◎その他専門競技チーム

保険料 一、五三〇円

この保険は、町内のスポーツ

体および社会教育団体なら自由に

加入できますので、前述の諸問題

※保険死亡金 一、二〇〇万円

をそえて各競技団体に登録す

ること。

- 一、ゲートボール(連絡先 宮田

- (一般男子)椎葉村体育館
四月十七日 九時三十分

- ・町予選会場日時
(一般男子)門川町海浜公園
四月三日 九時三十分

- (一般男子)西郷村体育館
五月一日 九時三十分

- 九時

- ・町予選会場日時
(一般男子)門川町海浜公園
四月十七日 九時三十分

- ママ) 海浜公園 三月二十日

- 九時

※後遺障害保険金

その程度によつて支給

※医療保険金

治療日数七日以上の障害者

入院一日 三、七〇〇円

通院一日 一、〇〇〇円

昭和五十八年三月五日から
昭和五十八年七月三十一日まで

詳細は「教育委員会社会教育課」

電話⑧一一四〇番

◎申込み

昭和五十八年三月五日から

申込先 長谷川義明（役場）

連絡先 電話三一一一四〇

対象者 小一年生～六年生

申込先 志田嘉久（役場）

連絡先 電話三一一一四〇

- ◎サツカースポーツ少年団
対象者 小一年生～六年生
申込先 堂園修（草小）
連絡先 電話三一一〇九九
◎柔道スポーツ少年団
対象者 小一年生～六年生
申込先 池田等（東栄町）
連絡先 電話三一一〇六一
◎剣道スポーツ少年団
対象者 小一年生～六年生
申込先 志田嘉久（役場）
連絡先 電話三一一一四〇

◎サツカースポーツ少年団

対象者 小一年生～六年生
申込先 堂園修（草小）
連絡先 電話三一一〇九九

◎M・Gソフト少年団
対象者 小二年生～五年生

申込先 後藤辰清（栄ヶ丘）
連絡先 電話三一一四〇六七

◎草小ソフト少年団
対象者 小一年生～六年生
申込先 黒木繁（上納屋）
連絡先 電話三一一二〇九三

- ◎草小ソフト少年団
対象者 小一年生～六年生
申込先 黒木繁（上納屋）
連絡先 電話三一一二〇九三
◎交友ソフト少年団
対象者 小一年生～六年生
申込先 後藤辰清（栄ヶ丘）
連絡先 電話三一一四〇六七

スポーツ少年団に

加入しませんか!!

スポーツ少年団は、少年の健全な育成とたくましい身体をつくり集団生活の中に、各種スポーツの技能修得と体力増強のため年間事業計画により実施されています。ふるつて少年団に入団するようおすすめ致します。

58年度スポーツ少年団

◎西門川ソフト少年団

対象者 小二年生～六年生

申込先 松本邦彦（大内原）

連絡先 電話四一一七一九

◎空手スポーツ少年団
対象者 幼児～六年生
申込先 姫野哲夫（上納屋）
連絡先 電話三一一三七二

◎ファイターズソフト少年団
対象者 小二年生～六年生
申込先 小川百合秋（庵川西）
連絡先 電話三一一五七四一

◎プラツクライオング
対象者 スポーツ少年団
申込先 小野一紘（本町）
連絡先 電話三一一三〇四

◎門小バレーボール少年団
対象者 小四年生、五年生
申込先 池田保（役場）
連絡先 電話三一一一四〇

三、日 時
昭和五八年三月十三日（日）
午前九時～十二時まで
門川町教育委員会

- 八、参加上の注意
・実技のできる服装と体育館用
シユーズを持参のこと。
・健康である者。

案 内

昭和57年度

レクリエーション講習会

◎3月13日（日曜日）

◎中央公民館

五、参加者
地域、職場、親子会、学校のレクリエーション指導者及び愛好者

六、内容
（↑実技
・レクリエーションダンス
・ジャズ体操
・各種ゲーム

講師 県体育館指導主事
綾部佐代子

（基本の運動、二人組ジャギー、子供のジャギー他）

七、申込方法
申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。
申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。
申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。

※電話での申し込みも受付致します（電話⑧一一四〇内線四一）
申し込み締切り日は三月八日までとする。

二、主催
門川町教育委員会

一、趣旨
町内の地域、職場、親子会、学校におけるレクリエーションの指導者及び愛好者が一堂につどい、レクリエーション種目の実技研修を行い指導者の資質の向上と相互の交流をはかり、本町レクリエーションの健全な育成と普及に寄与する。

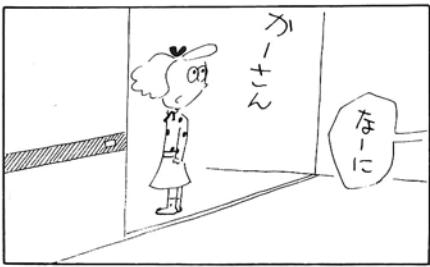
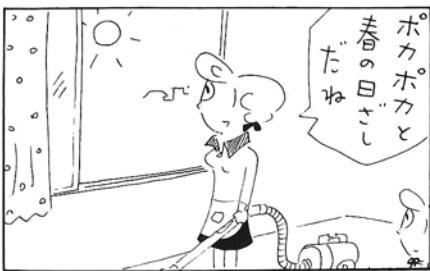
申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。
申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。
申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。

申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。
申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。
申込先は町教育委員会社会教育課に申し込むこと。

さわやか君



西村 宗



一金壱万四千七拾八円
九州土佐犬普及連合会
元老 秦 正己殿

一金壱千九円
加草・永願寺御詠歌一同殿

一金貳千參百壱円
平城東・林田次義殿

右の方々より、社会福祉事業に
として、ご寄贈いただきました。

寄付お礼

厚くお礼申しあげますと共に、
その志を有効に活用させて、いた
だきました。

門川町社会福祉協議会

ごめい福を祈る



門川町消防団

| 死亡者氏名 | 年令 | 住所 |
|-------|----|-------|
| 松田丑之助 | 88 | 松瀬 |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 |
| 田端 常秋 | 69 | 城屋敷 |
| 桑村 悅男 | 34 | 南町一区 |
| 渡部 昭信 | 64 | 上町 |
| 池田 義量 | 56 | 東栄町 |
| 長友 芳美 | 82 | 東栄町 |
| 早瀬 武平 | 46 | 上納屋二区 |

去る一月二十五日、門川ライオ
ンズクラブ（会長黒田日出博氏）
殿から、門川町消防団音楽隊に樂
器購入助成金として五万円（前回
三万円）を戴きました。
私共は消防団音楽隊を通じて、町
及び消防団をより理解して戴くべ
き接点として又、ライオンズクラ
ブ殿の御意向にそるべき、十分に
活用、活動致しますことでお礼に
代えます。

寄附お礼

| | | | | | |
|---------|----|--------|----------|------|------|
| 川崎 梅吉 | 92 | 中村 | 浜田シツコ | 71 | 加草三区 |
| 五千円 東栄町 | | 長友アキエ殿 | (芳美) | | |
| 山口 清 | 57 | 平城東 | 川崎和男殿 | | |
| 大沢 勝弥 | 45 | 平城西 | 金丸敏子殿 | (梅吉) | |
| 井崎 眩芳 | 81 | 南町二区 | （徹好） | | |
| 山田 キク | 81 | 南町一区 | 山口タツ子殿 | | |
| 桑村 岩之助 | 57 | 五十鈴莊 | （清） | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |
| 志田ウメノ | 88 | 松瀬 | 武拾万円 日向市 | | |
| 米良ケサノ | 69 | 城屋敷 | 参万円 平城東 | | |
| 田端 靖殿 | | | 山口タツ子殿 | | |
| 黒木トミ子 | 71 | 三ヶ瀬 | （清） | | |
| 渡部 ユキチヨ | | | | | |
| 大澤 勝弥 | 45 | 平城西 | | | |
| 山田 キク | 81 | 南町二区 | | | |
| 桑村 岩之助殿 | | | | | |